

議第98号

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

山田多祢児童福祉事業基金	児童福祉事業の推進に必要な費用	100,000,000	を
山田多祢児童福祉事業基金	児童福祉事業の推進に必要な費用	100,000,000	
児童福祉施設運営事業基金	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設及び知的障害児通園施設の設備及び運営に関する水準の向上に必要な費用	134,864,370	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設運営事業基金を設ける必要があるので提案する。